

神奈川最賃千円裁判傍聴記（十四） 下山房雄（かながわ総研元理事長）

神奈川最賃裁判第14回は、2014年4月16日午後4時から15分あまりで行われた。開廷20分前の傍聴券抽選時点では、定員84名に対し傍聴希望の列は76名—つまり外れ無し。その後の開廷までに駆けつけた人で法廷は満杯になり、前回傍聴記末尾に書いた「傍聴空席無しに」の思いは叶った。

意味することは不明だが、4月新年度で交代するのではと予想されていた佐村浩之裁判長は変わらず。法廷はいつものパターンで淡々と進行する。まず原告準備書面(11)の提出を裁判長が確認、ついで原告陳述があり、さらに田渕弁護士による準備書面(11)の要約説明。いつものパターンでないのは、3月12日に被告に渡っているはずのこの原告準備書面に対する反論となる被告準備書面の提出が無かったことだ。反論困難で立ち往生しているのか。裁判長に対して反論作成のためあと一ヵ月半くださいとの被告要望で次回裁判は、6月9日午後4時からと決定された。

今回陳述の原告は、時給900円のアルバイト。電子機器基盤組立工場で働く27歳の男性。ボーナス無し、一日労働時間は、実働8時間に昼休憩1時間、3時休息時間10分を挟んで拘束9時間10分労働で、週5日勤務制。私が1979年に行った休憩時間等の調査では（労研編『勤務時間制・交代制』所収）、tea-time的な「休息時間」は、休憩時間ではなくて労働時間扱いが通例だったが、現在では有給休息時間はかじり取られて無給になっているのか。アルバイトであっても、残業もあり、土曜出勤もある。それで月々の手取りは12～13万円。母親との同居生活で何とかやりくりしているが、靴下、下着の更新もままならず、友人との付き合いもできず、興味ある講演会にも交通費を気にして行かない、ましてや結婚—家族形成はとても困難と言った生活である。こうした状態はこの青年に特別なことではなく、いまや広範な社会現象だろう。最賃引き上げの社会的意義の大きい事を改めて思わせる陳述だった。

原告準備書面(11)は、この傍聴記の前回で紹介した「勤労控除考慮しての生保支給金額」16ケースについての原告による2013年度時点での計算結果を示すものである。結果は「時給868円で働く場合はおろか、時給1000円、1200円で働く場合であっても、生活保護の受給対象に含まれる」などであって、生保—最賃の「逆転現象が解消されたなどとは到底言えるものではない」との書面結論を力強く根拠づけるものだ。なお準備書面の「まとめ」において、最賃—生保比較の政府＝中賃技法の五つのインチキのうち、数字の多寡の問題ではなく全くゼロにされている「勤労控除」無視の不合理性が「極めて不合理さが際立っている」と指弾されている。正当な指弾だ。被告＝国は何と答えるのだろうか。興味しんしんで待たれるところである。

この裁判の過程では、中賃の場で経営者委員から「生保は働かないことが原則だから勤労控除は問題にならず」とのデタラメ極まる議論を公益委員が批判もせずそのまま容れた経緯だけが被告から説明されていた。因みに、今年3月26日の参院厚生労働委員会での日本共産党小池議員の「勤労控除も当然算入すべき」との質問に対する労働基準局長答弁は、勤労控除は「直接的に衣食住の水準に関連するものではないことから、公益委員見解においてもこれを考慮しない」と考えるというもの（神奈川労連刊『最賃裁判には夢がある』150頁）。勤労必要経費無視のとんでもない考えだ！必要経費を賃金から控除した残りで衣食住を賄うのだから、経費控除で比較せねば生保基準の衣食住生活は確保出来ないのに！！